平成 25 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	復旧治山事業（通常）	事業箇所	甲州市　大和町　日影	地区名	笹子沢川支流（ささごさわがわしりゅう）	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、甲州市大和町日影地区を流れる一級河川笹子沢川の上流に位置している。近年の集中豪雨により渓流に渓岸浸食が発生し、荒廃が顕著となり、不安定土砂が堆積していることから、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

〇土石流被害の防止
保全対象　人家40戸、県道1700m、林道500m、中央道200m
避難場所1箇所　公共施設1棟（公民館）
緊急度・危険度　11≧10点　※
被害軽減額　458≧340百万円※　（※評価基準値）

□副次目標

－

□副次効果

〇被災時の波及の防止
高速道路の保全(中央道)

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工　6基
②整備期間	平成26年度～平成28年度
③総事業費	約180百万円（国費84百万円（1/2）、県費96百万円（1/2））
④全体計画	平成26年度　谷止工2基　60百万円 平成27年度　谷止工2基　60百万円 平成28年度　谷止工2基　60百万円
⑤規整備内容・期間・事業費	昭和57年度　谷止工2基　30百万円 昭和63年度　谷止工1基・山腹工0.04ha　20百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安林施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）=　5.34　＞1.0		
・便益（B）=　890　百万円　・費用（C）=　170　百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防等同施設の計画はない		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地は残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元甲州市からの強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：1　優先度評価：ＳＩ

(5)総合評価	○	
・（3）及び（4）の結果から「最優先」に実施		

【事業位置図等】

省　略